

板橋区地域保健福祉計画推進協議会

重層的支援体制整備事業とはなにか —地域共生社会の実現に向けて—

2025年1月24日

和 気 康 太
(社会学部社会福祉学科)



地域共生社会への視座

- 重層的支援体制整備事業は、地域共生社会を実現するための事業として法定化され、現在、全国で実施されている。したがって、この事業を理解するにはまず「**地域共生社会**」の意味内容が分からなければならない。
- 地域共生社会は文字通り、地域住民ひとり一人が人間としての尊厳と価値を維持しながら、当該の地域社会から取り残されることなく、「生活者」として包摂される社会のことをいう。その理念は、まさに**社会的包摂**（Social Inclusion）そのものである。
- しかしながら、**地域共生社会の含意は、次のスライドを見ても分かるように深い。**それを理解するには、日本社会の変化等について知っておく必要がある。

地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**

支え・支えられる関係の循環

～誰もが役割と生きがいを持つ社会の醸成～

- ◇居場所づくり
- ◇社会とのつながり
- ◇多様性を尊重し包摂する地域文化



- ◇生きがいづくり
- ◇安心感ある暮らし
- ◇健康づくり、介護予防
- ◇ワークライフバランス

すべての人の生活の基盤としての地域

- ◇社会経済の担い手輩出
- ◇地域資源の有効活用、雇用創出等による経済価値の創出

地域における人と資源の循環

～地域社会の持続的発展の実現～

- ◇就労や社会参加の場や機会の提供
- ◇多様な主体による、暮らしへの支援への参画

すべての社会・経済活動の基盤としての地域



農林



環境



産業



交通

.....

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに関するこれまでの経緯

- 平成27年9月 **「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」**(「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」報告)
多機関の協働による包括的支援体制構築事業(平成28年度予算)
- 平成28年6月 **「ニッポン一億総活躍プラン」**(閣議決定)に**地域共生社会の実現が盛り込まれる**
- 7月 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置
- 10月 地域力強化検討会(地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会)の設置
- 12月 地域力強化検討会 中間とりまとめ
「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けたモデル事業(平成29年度予算)
- 平成29年2月 **社会福祉法改正案(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案)**を提出
「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)」を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で決定
- 5月 社会福祉法改正案の可決・成立 → 6月 改正社会福祉法の公布
※ 改正法の附則において、「公布後3年を目処として、市町村における包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定。
- 9月 地域力強化検討会 最終とりまとめ
- 12月 「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知の発出
- 平成30年4月 **改正社会福祉法の施行**
- 令和元年5月 **地域共生社会推進検討会(地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会)**設置
- 7月 地域共生社会推進検討会 中間とりまとめ
- 12月 地域共生社会推進検討会 最終とりまとめ
- 令和2年3月 **社会福祉法等改正法案(地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案)**を提出
- 6月 **改正社会福祉法の可決・成立**

※市町村における包括的な支援体制の構築に関する改正規定は令和3年4月施行予定

日本社会や国民生活の変化(前提の共有)

日本の福祉制度の変遷と現在の状況

- 日本の社会保障は、人生において典型的と考えられるリスクや課題を想定し、その解決を目的として、それぞれ現金給付や福祉サービス等を含む現物給付を行うという基本的なアプローチの下で、公的な保障の量的な拡大と質的な発展を実現してきた。
- これにより、生活保障やセーフティネットの機能は大きく進展し、社会福祉の分野では、生活保護、高齢者介護、障害福祉、児童福祉など、属性別や対象者のリスク別の制度が発展し、専門的支援が提供されるようになった。
- その一方で、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化(社会的孤立、ダブルケア・いわゆる8050)している。これらの課題は、誰にでも起こりうる社会的なリスクと言えるが、個別性が極めて高く、対象者別の各制度の下での支援の実践において対応に苦慮している。

〈共同体機能の脆弱化〉

- 地域のつながりが弱くなり支え合いの力が低下するとともに、未婚化が進行するなど家族機能が低下
- 経済情勢の変化やグローバル化により、いわゆる日本型雇用慣行が大きく変化
血縁、地縁、社縁という、日本の社会保障制度の基礎となってきた「共同体」の機能の脆弱化

◆一方、地域の実践では、多様なつながりや参加の機会の創出により、「第4の縁」が生まれている例がみられる

〈人口減による担い手の不足〉

- 人口減少が本格化し、あらゆる分野で地域社会の担い手が減少しており、例えば、近年大規模な災害が多発する中で災害時の支援ニーズへの対応においても課題となるなど、地域社会の持続そのものへの懸念が生まれている
- 高齢者、障害者、生活困窮者などは、社会とのつながりや社会参加の機会に十分恵まれていない

◆一方、地域の実践では、福祉の領域を超えて、農業や産業、住民自治などの様々な資源とつながることで、多様な社会参加と地域社会の持続の両方を目指す試みがみられる

⇒制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、地域や一人ひとりの人生の多様性を前提とし、人と人、人と社会がつながり支え合う取組が生まれやすいような環境を整える新たなアプローチが求められている。

日本社会や国民生活の変化(前提の共有)

日本の福祉制度の変遷と現在の状況

- 日本の社会保障は、人生において典型的福祉サービス等を含む現物給付を行うという
- これにより、生活保障やセーフティネットの児童福祉など、属性別や対象者のリスク別の
- その一方で、個人や世帯が抱える生きづれらの課題は、誰にでも起こりうる社会的なにおいて対応に苦慮している。

ただし、ソーシャルワーク（相談支援）と、ケアワーク（介護・養護等）は分けて考えるべきである。

の解決を目的として、それぞれ現金給付や福
の量的な拡大と質的な発展を実現してきた。

では、生活保護、高齢者介護、障害福祉、児
るようになった。

立、ダブルケア・いわゆる8050)している。こ
く、対象者別の各制度の下での支援の実践に

〈共同体機能の脆弱化〉

- 地域のつながりが弱くなり支え合いの力が低下するとともに、未婚化が進行するなど家族機能が低下
- 経済情勢の変化やグローバル化により、いわゆる型雇用慣行が大きく変化
血縁、地縁、社縁という、日本の社会保障制度の基礎となってきた「共同体」の機能の脆弱化

＜人口減による担い手の不足＞

- 、あらゆる分野で地域社会の担い手、近年大規模な災害が多発する中で、の対応においても課題となるなど、のへの懸念が生まれている

国(厚労省等)による地域共生社会の論議ではネット上のつながりについては欠落している。

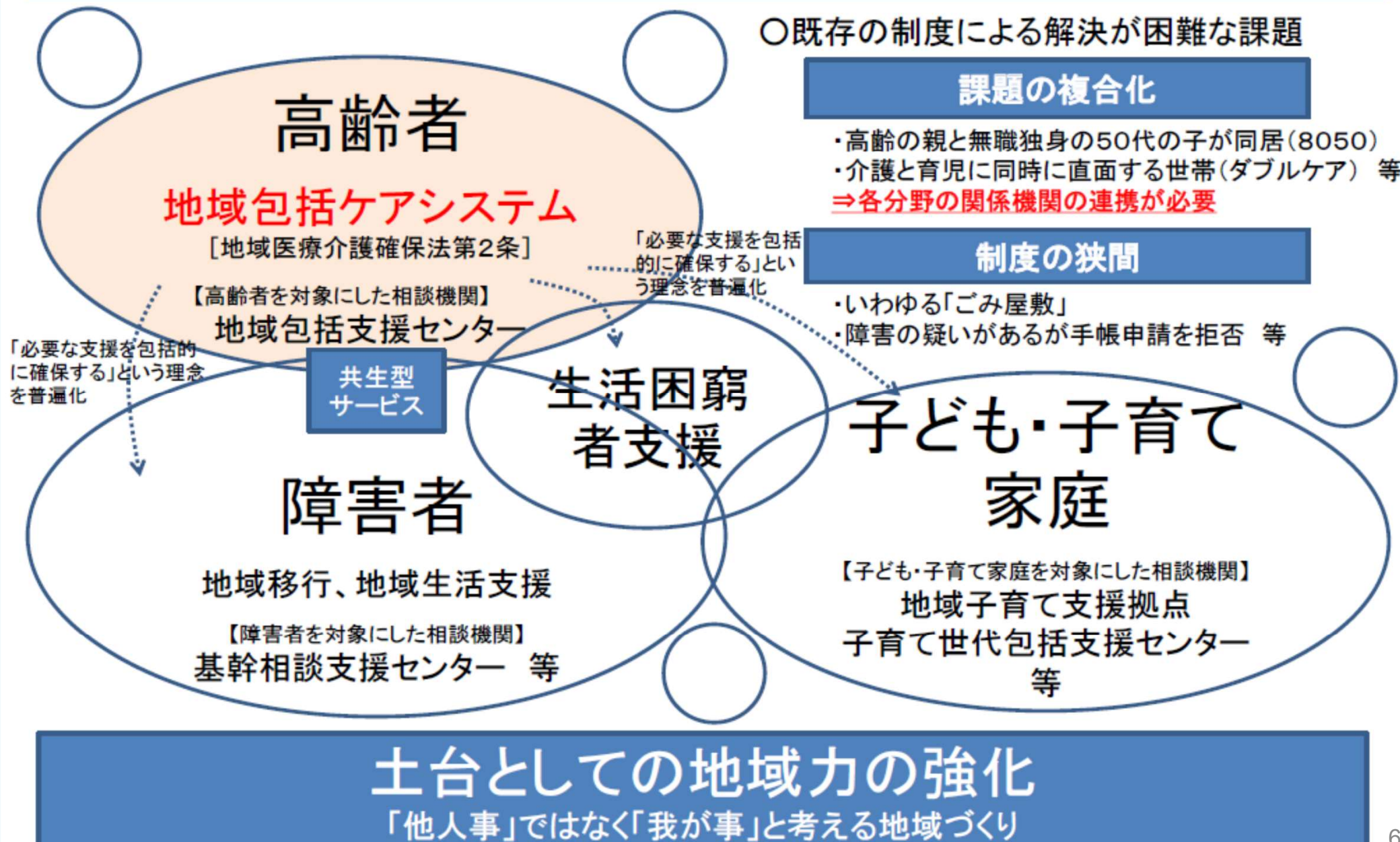
困窮者などは、社会とのつながりや恵まれていない

◆一方、地域の実践では、多様なつながりや参加の機会の創出により、「第4の縁」が生まれている例がみられる

◆一方、地域の実践では、福祉の領域を超えて、農業や産業、住民自治などの様々な資源とつながることで、多様な社会参加と地域社会の持続の両方を目指す試みがみられる

⇒制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、地域や一人ひとりの人生の多様性を前提とし、人と人、人と社会がつながり支え合う取組が生まれやすいような環境を整える新たなアプローチが求められている。

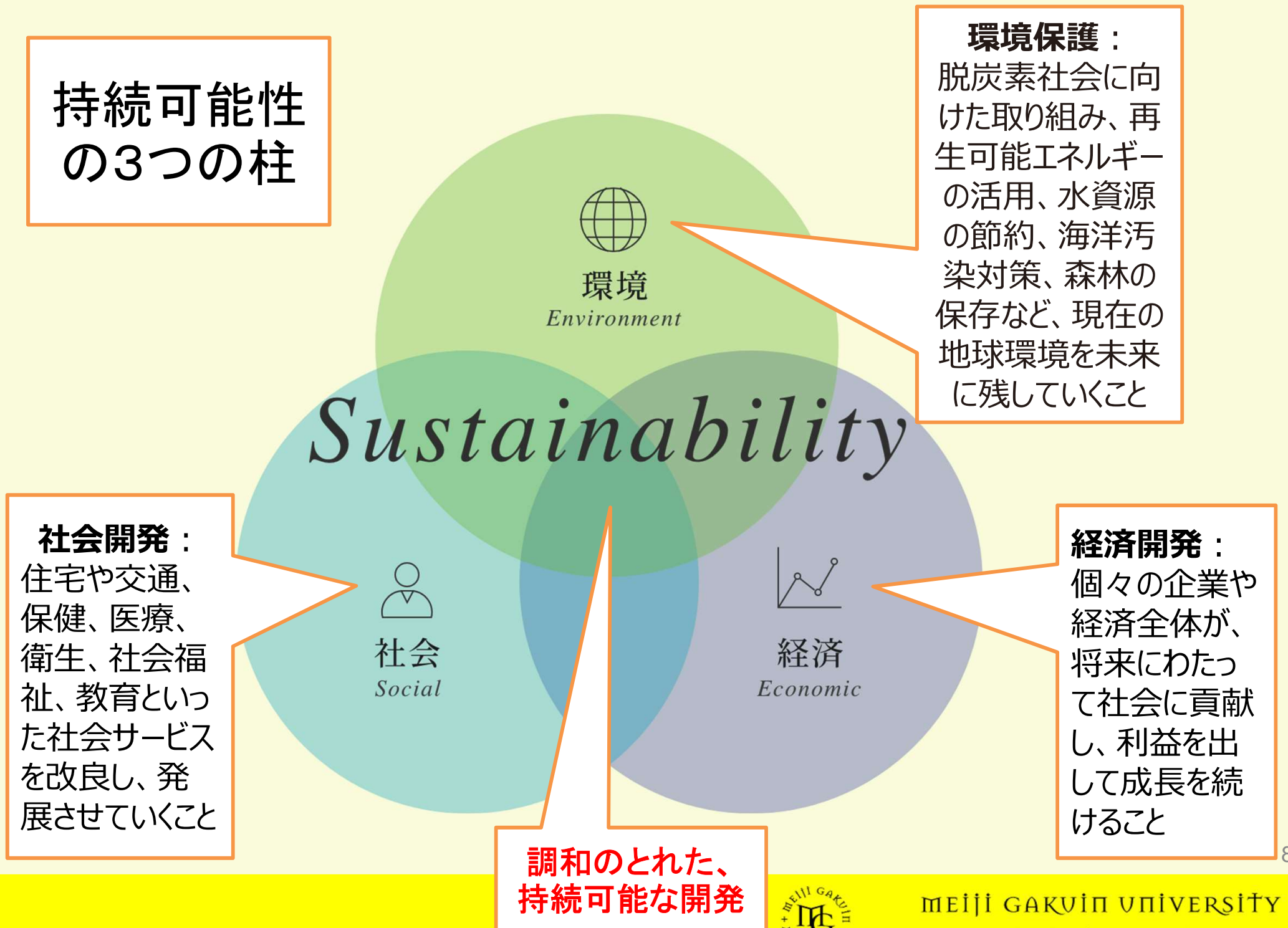
地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制



＜参考＞ 持続可能性とはなにか

- 「**持続可能性**」とは、自然環境や社会、経済などが、将来にわたって、現在の価値を失うことなく続くことを目指す考え方で、英語では「**Sustainability**」といわれる。
- この言葉は、国連の「**環境と開発に関する世界委員会**」がまとめた報告書「Our Common Future」（1987年）の中のキーワード「Sustainable Development（**持続可能な開発**）」によって注目されるようになった。
- 1992年に、リオデジャネイロ（ブラジル）において「**国連環境開発会議**」（地球サミット）が開催され、環境分野での国際的な取組みに関する「**アジェンダ21**」（行動計画）が採択された。この会議には、182か国、その他多数の国際機関、NGO代表などが参加している。

持続可能性 の3つの柱



持続可能な開発とSDGs



SDGsと5つのP

SDGsの17のゴールは、持続可能な開発という視点から再構成すると、左図の5つのPに集約される。

なお、このすべての基盤として平和（Peace）が重要という視点は、昨今の世界情勢を鑑みると、きわめて重要である。

地域共生社会における対人支援

- 社会福祉の領域における対人支援は、これまで大別して①個別支援と②地域支援の2つで考えられてきた。これは、アメリカで発達したソーシャルワーク論でいう①直接援助と②間接援助の考え方に準じているといつてよい。
- 戦後の社会福祉では、「対象者」に対する援助を、長らく福祉事務所・児童相談所等における「ケースワーク」と、施設内援助の枠組みで考えられてきた。しかし、地域福祉が注目される時代になると、そうした枠組みは次第に変化し、「利用者・当事者」へのコミュニティケアを基盤とした「コミュニティワーク」（地域支援）に注目が集まるようになった。また、そのなかで、人と人との“つながり”が、社会のセーフティネットとして重視されるようになった。

対人支援において今後求められるアプローチ

支援の“両輪”と考えられるアプローチ



つながり続ける
ことの長所と短
所に注意！

具体的な課題解決を目指すアプローチ

- 本人が有する特定の課題を解決することを目指す
- それぞれの属性や課題に対応するための支援(現金・現物給付)を重視することが多い
- 本人の抱える課題や必要な対応が明らかな場合には、特に有効

つながり続けることを目指すアプローチ

- 本人と支援者が継続的につながることを目指す
- 暮らし全体と人生の時間軸をとらえ、本人と支援者が継続的につながり関わるための相談支援(手続的給付)を重視
- 生きづらさの背景が明らかでない場合や、8050問題など課題が複合化した場合、ライフステージの変化に応じた柔軟な支援が必要な場合に、特に有効

共通の基盤

本人を中心として、“伴走”する意識

個人が自律的な生活を継続できるよう、本人の意向や取り巻く状況に合わせ、2つのアプローチを組み合わせることが必要。

伴走型支援と地域住民の気かけ合う関係性によるセーフティネットの構築

伴走型支援

- 一人ひとりが多様で複雑な問題に面しながらも、生きていこうとする力を高め(エンパワーメント)、自律的な生を支える支援
(※)自律・・・個人が主体的に自らの生き方を追求できる状態にあること
- 「支える」「支えられる」という一方向の関係性ではなく、支援者と本人が支援の中で人として出会うことで、互いに学び合い、変化する。



地域住民の気かけ合う関係性

- 一人ひとりの人生・生活は多様かつ複雑であり、社会に関わる経路は多様であることが望ましく、専門職による伴走支援のみを想定することは適切でない。
- 地域の実践では、専門職による関わりの下、地域住民が出会い、お互いを知る場や学び合う機会を通じて、地域住民の気かけ合う関係性が生じ広がっている事例が見られる。

セーフティネットの構築に当たっての視点

- 人と人とのつながりそのものがセーフティネットの基礎となる。
 - ー地域における出会いや学びの場を作り出し、多様なつながりや参加の機会が確保されることで、地域の中での支え合いや緩やかな見守りが生まれる
 - ー専門職による伴走型支援の普及や、地域に開かれた福祉の実践によって、個人と地域・社会とのつながりが回復し、社会的包摂が実現される
- これらが重なり合うことで、地域におけるセーフティネットが充実していく。
- 制度設計の際には、セーフティネットを構成する多様なつながりが生まれやすくなるための環境整備を行う観点と、専門職等の伴走によりコミュニティにつなぎ戻していく社会的包摂の観点が重要。

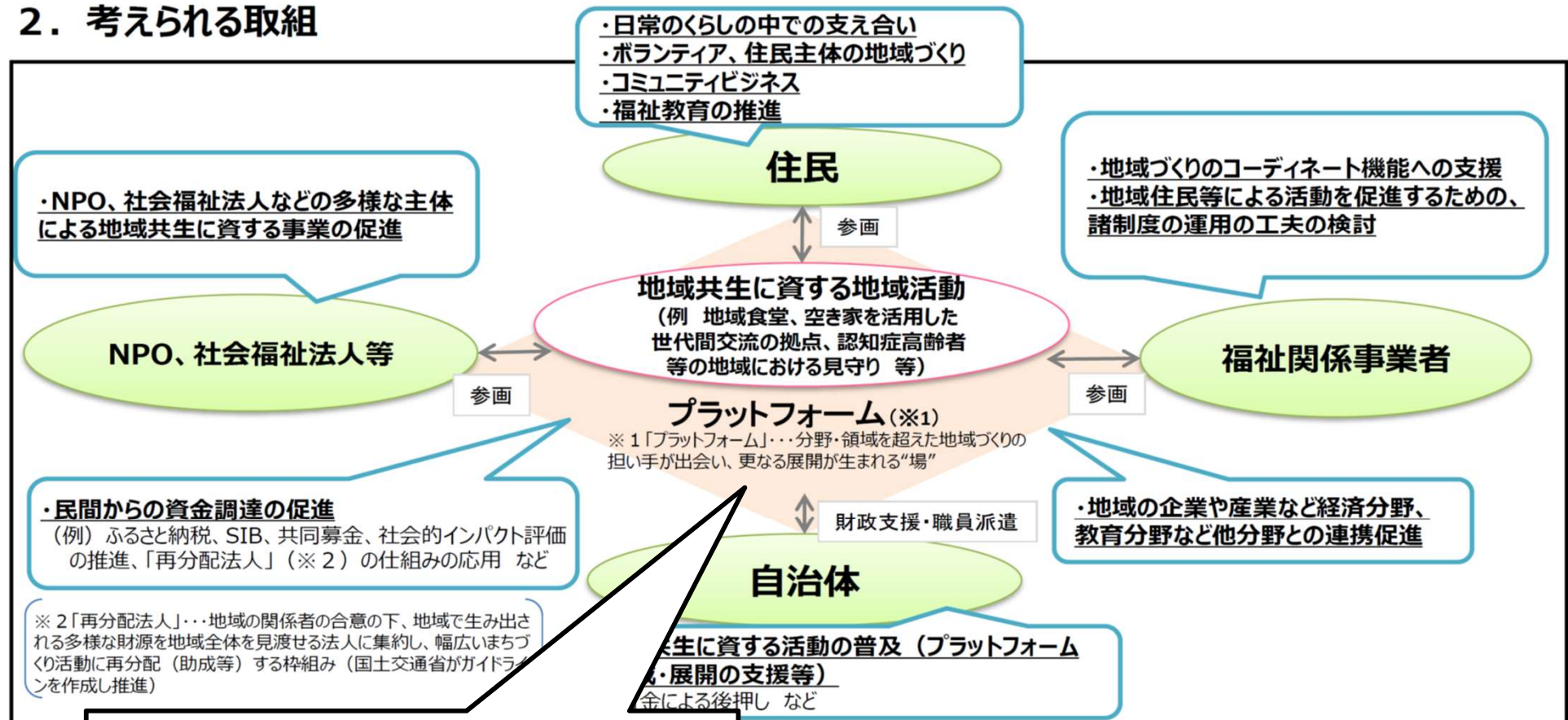
セーフティネットの論議で重要なのは、
①居場所と②つながりの2つである。

地域共生に資する取組の促進 ～多様な担い手の参画による地域共生に資する地域活動の普及促進～

1. 概要

- 地域における重層的なセーフティネットを確保していく観点から、住民をはじめ多様な主体の参画による地域共生に資する地域活動を普及・促進。
- 地域共生に資する地域活動の多様性を踏まえ、住民などの自主性や創意工夫が最大限活かされるよう、画一的な基準は設けず、各主体に対し積極的な活動への参画を促す方策など環境整備を推進。

2. 考えられる取組



このようなプラットホームを構築する上で、社協の役割・機能は大きい、この図では抜け落ちている。

重層的支援体制整備とはなにか

- 日本社会の変化、社会福祉領域におけるニーズの変化（＝高度化・多様化・複合化等）、それらに対する対人支援（≡ソーシャルワーク）の方法・技術論の変化、などを背景として、**地域共生社会の実現が、福祉政策の基軸となっている**。そして、そのための事業として考えられたのが「**重層的支援体制整備事業**」である。
- この事業は、**①個別支援と②参加支援と③地域支援の3相の支援事業**によって構成されている。従来の支援論では①と③はあったが、**②参加支援**を新たに加えたところに、新しい視座が組み込まれているといっていよい。
- ②参加支援は、たとえばひきこもり支援や、障害者の中間就労（ケア付就労）などの事例が分かりやすい。

「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）【概要】

平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定

「地域共生社会」とは

- ◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

改革の背景と方向性

公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

- 個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
- 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

- 住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
- 地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

改革の骨格

地域課題の解決力の強化

- 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備【29年制度改革】
- 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築【29年制度改革】
- 地域福祉計画の充実【29年制度改革】

地域を基盤とする包括的支援の強化

- 地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- 共生型サービスの創設【29年制度改革・30年報酬改定】
- 市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援のあり方の検討

「地域共生社会」の実現

- 多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- 社会保障の枠を超え、地域資源（耕作放棄地、環境保全など）と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

- 対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- 福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

地域丸ごとのつながりの強化

専門人材の機能強化・最大活用

実現に向けた工程

平成29(2017)年：介護保険法・社会福祉法等の改正

- ◆市町村による包括的支援体制の制度化
- ◆共生型サービスの創設 など

平成30(2018)年：

- ◆介護・障害報酬改定：共生型サービスの評価 など
- ◆生活困窮者自立支援制度の強化

平成31(2019)年以降：

更なる制度見直し

2020年代初頭：
全面展開

【検討課題】

- ①地域課題の解決力強化のための体制の全国的な整備のための支援方策（制度のあり方を含む）
- ②保健福祉行政横断的な包括的支援のあり方
- ③共通基礎課程の創設 等

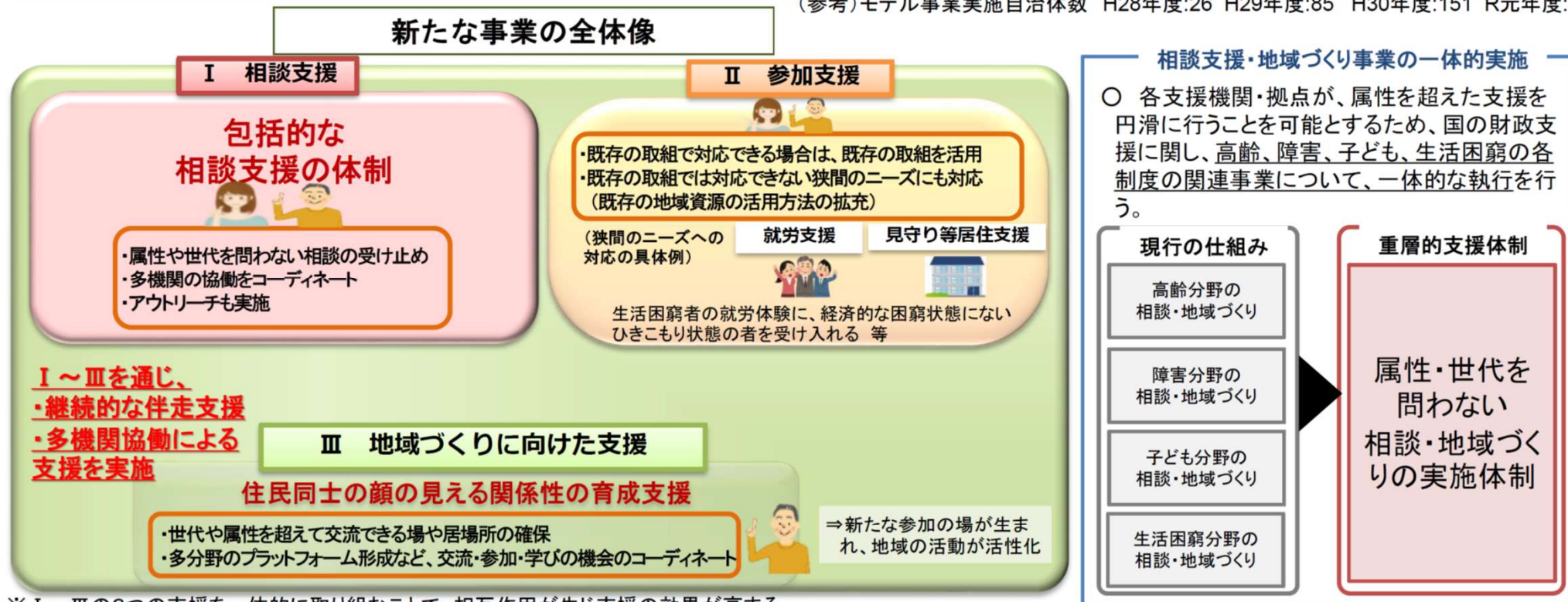
1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の重層的な支援体制の構築の支援

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。 (※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)
- ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
- ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」)の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設**する。
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**する。

(参考)モデル事業実施自治体数 H28年度:26 H29年度:85 H30年度:151 R元年度:208



相談支援・地域づくり事業の一体的実施

○各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う。

現行の仕組み

高齢分野の
相談・地域づくり

障害分野の
相談・地域づくり

子ども分野の
相談・地域づくり

生活困窮分野の
相談・地域づくり

➡

重層的支援体制

属性・世代を
問わない
相談・地域づく
りの実施体制

※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。

(ア)狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する

(イ)地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づき生まれ、相談支援へ早期につながる

(ウ)災害時の円滑な対応にもつながる

複合・複雑化した支援ニーズに対応する市町村の断らない包括的な支援体制の整備

- ◆ 市町村が、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、以下の支援を一体的に実施する事業を創設
 - ①相談支援(市町村による断らない相談支援体制)
 - ②参加支援(社会とのつながりや参加の支援)
 - ③地域づくりに向けた支援
- ◆ 本事業全体の理念は、アウトリーチを含む早期の支援、本人・世帯を包括的に受け止め支える支援、本人を中心とし、本人の力を引き出す支援、信頼関係を基盤とした継続的な支援、地域とのつながりや関係性づくりを行う支援である。

③地域づくりに向けた支援

場の機能

地域づくりをコーディネートする機能

日常の暮らし
の中での
支え合い

コミュニティ
(サークル活動等)

既存の社会資源の把握と活性化

新たな社会資源の開発

住民・社会資源・行政間の
ネットワークの構築

人と人、人と社会資源のつながり

地域活動
(見守り等)

居場所を
はじめとする
多様な場づくり

身近な地域
(地縁組織等)

相談の受けとめ

解決に向けた対応

権利擁護のための支援

社会との接点の確保・包摂の支援

社会とのつながりや
参加を支援する機能

②参加支援

属性にかかわらず、地
域の様々な相談を受け
止め、自ら対応又はつ
ながり機能

①相談支援

多機関協働の中核
の機能

制度の狭間・隙間や、
課題が複合化・複雑
化したケースにおけ
る支援調整

個別課題としては明
らかではない場合に
ついて、継続的に
かわり続ける支援

多様な社会参加・就労の支援

住まいの確保のための支援

多機関のネットワークの構築

個別支援から派生する新たな社会資源・仕組
みの創出の推進

相談支援に関するスーパーバイズ、人材育成

新たな事業における3つの支援の内容

新たな事業（Ⅰ～Ⅲの支援を一体的に実施）

Ⅰ 相談支援

○ 介護（地域支援事業）、障害（地域生活支援事業）、子ども（利用者支援事業）、困窮（生活困窮者自立相談支援事業）の相談支援に係る事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める、相談支援を実施

○以下の2つの機能を強化

- ① 多機関協働の中核の機能（世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能）
- ② 個別制度につなぎにくい課題等に関して、アウトリーチも含め継続的につなぎ続ける伴走支援を中心的に担う機能

Ⅱ 参加支援

○介護・障害・子ども・困窮等の既存制度については緊密な連携をとって実施するとともに、既存の取組では対応できない狭間のニーズに対応するため（※1）、本人のニーズと地域の資源との間を取り持つことで多様な資源の開拓を行う、総合的な支援機能を確保し、本人・世帯の状態に寄り添って、社会とのつながりを回復する支援（※2）を実施

（※1）世帯全体としては経済的困窮の状態にないが、子がひきこもりであるなど

（※2）就労支援、見守り等居住支援 など

○長く社会とのつながりが途切れている者に対しては性急な課題解決を志向せず、段階的で時間をかけた支援を行う

Ⅲ 地域づくりに向けた支援

○介護（一般介護予防事業、生活支援体制整備事業）、障害（地域活動支援センター）、子ども（地域子育て支援拠点事業）、困窮（生活困窮者のための共助の基盤づくり事業）の地域づくりに係る事業を一体として実施し、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を実施

○以下の場及び機能を確保

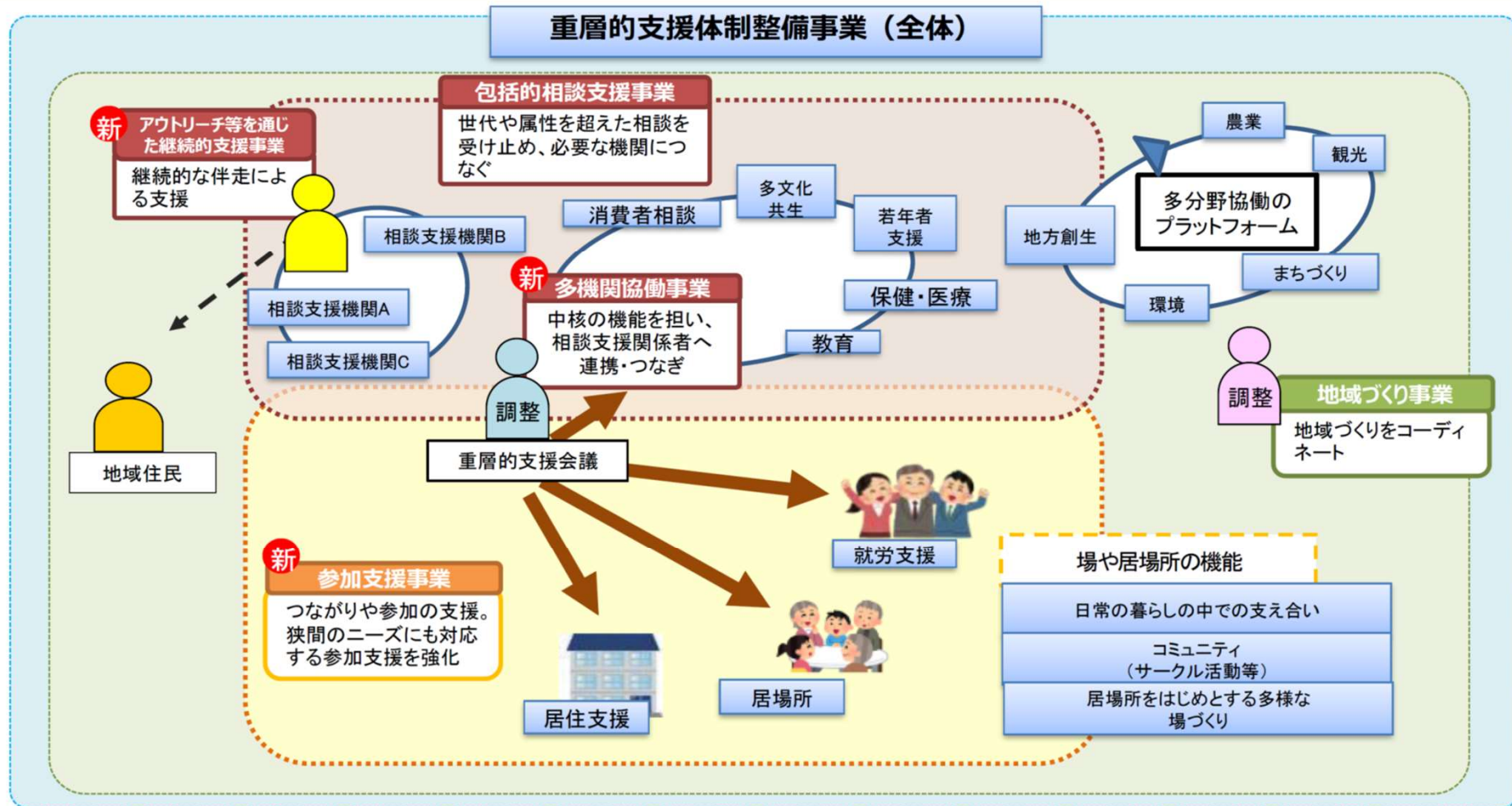
- ① 住民同士が出会い参加することのできる場や居場所
- ② ケア・支え合う関係性を広げ、交流や活躍の場を生み出すコーディネート機能

Ⅰ～Ⅲを通じ、
・継続的な伴走支援
・多機関協働による支援
を実施

※ 支援プランの作成（多機関協働と一体的に実施）

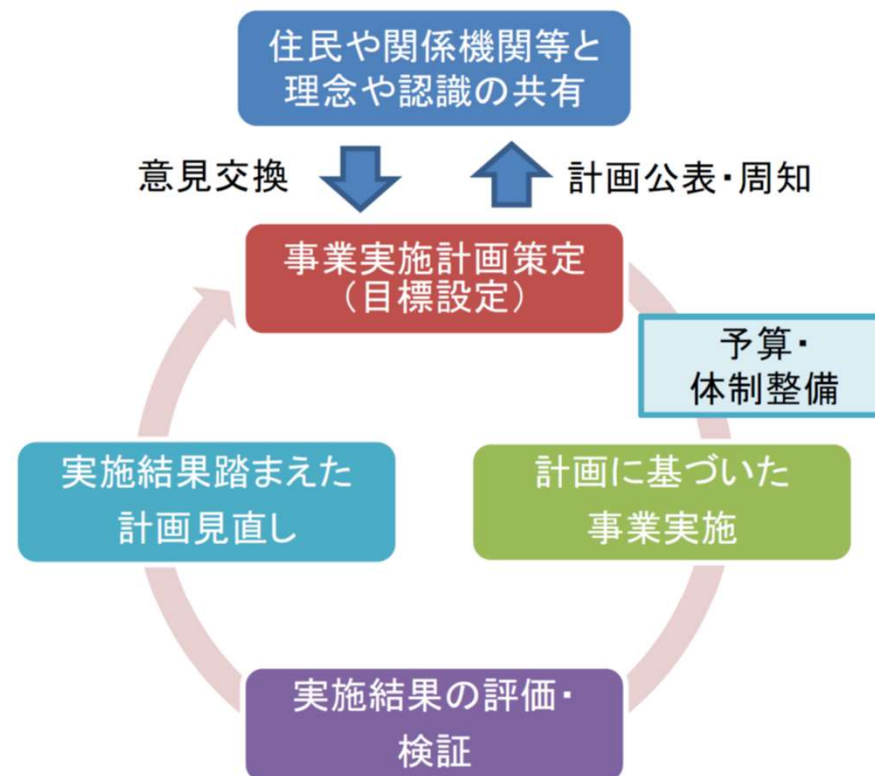
重層的支援体制整備事業について(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。



計画策定の意義・目的

- 「重層的支援体制整備事業」については、既存の介護、障害、子ども、生活困窮の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施するもの。
- 市町村は、本事業を適切かつ効果的に実施するため、「重層的支援体制整備事業実施計画」を策定するよう努めることとしている。（法第百六条の五）
- この事業を実施する意義の一つは、包括的な支援体制の具体的な構築方針について、地域住民や関係機関等と議論を行い、考え方等を共有するプロセス自体にある。したがって、事業実施に向けた検討を行う際には、地域における関係機関等との間で、地域（住民）が抱えている課題を踏まえて、事業実施の理念や目指すべき方向性について認識の共有を図ることが重要である。
- また、本事業は、既存制度からの財源を一括化し、関係機関が連携の下で実施するものであることから、関係機関が円滑かつ効果的に事業を実施していくための手段として、
 - ① 上記の関係機関の共通認識を基にした事業実施計画の策定
 - ② 計画に基づいた事業実施
 - ③ 事業実施結果の評価・検証
 - ④ 実施結果等踏まえた計画見直し
 PDCAサイクルにより、事業を実施していくことが必要である。



計画に基づいた予算・体制の整備

- ・ 市町村においては、「重層的支援体制整備事業実施計画」に記載した内容に基づいて、当該事業の実施に必要な予算や体制を整備することとなる。
- ・ 国及び都道府県からの重層的支援体制整備事業交付金の算定にあたっては、その根拠として、計画の内容や実施状況について提出・確認を行う。

重層的支援体制整備事業実施計画の内容

計画に記載する事項

□ 重層的事業実施計画に記載する事項としては、以下のような事項を予定。(厚生労働省令により規定)

- ① 重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、地域における高齢者福祉、障害者福祉、児童の福祉、生活困窮者の福祉その他の福祉に関する基本方針
(事業全体の実施目的、各分野の事業に共通する基本方針など)
- ② 重層的支援体制整備事業について、相談支援、参加支援、地域づくり支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援、多機関協働のそれぞれの提供体制に関する事項(※下表の記載内容例を参照)
- ③ 重層的支援体制整備事業の事業目標・評価指標
(相談支援の相談受付件数、参加支援の支援対象者数・協力事業者数、地域づくり支援の参加者数・参加機関数など)
- ④ 関係機関間の一体的な連携に関する事項
(関係機関間の情報連携、重層的支援会議の実施方法など)

※ 計画策定にあたって各事項に盛り込むことが望ましい事項や策定のポイント等については、別途、その詳細について指針等において提示予定

※ 重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項の具体的な記載内容の例

各事業	記載内容・ポイント
相談支援	・ 相談支援機関（窓口）の設置箇所数 ・ 各相談支援機関（窓口）の主な対象分野、設置形態（基本型、統合型、地域型）、運営形態（直営・委託）、各機関の対象圏域等
参加支援	・ 地域における資源開発や利用調整等を行うコーディネート機能を担う体制等（担当機関、実施方法等） ・ 参加支援を行う際に活用可能な社会資源、想定される連携先
地域づくり支援	・ 地域づくりのコーディネート機能やプラットフォーム機能を担う体制等（担当機関、実施方法等） ・ 地域づくり支援の拠点の設置箇所数、各拠点の主な対象分野、設置形態、実施内容 ・ その他地域づくりのための事業内容
アウトリーチ等を通じた継続的支援	・ アウトリーチ等を通じた継続的支援を担う体制等（担当機関等）
多機関協働	・ 多機関協働の調整機能を担当する機関の設置方法

- 国が定める方法で、新たな事業に要する費用を各制度間で機械的に按分し、各制度のルールを適用し交付。
- 交付されたのちの市町村における分野間の配分は問わない。
- 高齢者と生活困窮者支援の費用相当への財政支援については義務的経費を維持（困窮者支援は負担金）。
- 高齢者支援の費用相当には介護保険料も活用対象。事業の介護保険料部分については、市町村の介護保険特別会計から一般会計に繰り入れる。（社会福祉法第106条の10）
- なお、対象事業の国費分等については、市町村の介護保険特別会計を経ずに直接一般会計に入る。

新たな事業の実施市町村

市町村介護保険特別会計

<対象事業>

- 地域包括支援センター運営費分
- 生活支援体制整備事業費分

一号保険料 23 /100

- 一般介護予防事業のうち
厚生労働大臣が定めるものの費用分

一号保険料 23 /100

二号保険料 27 /100

繰入れ

他の介護保険事業分

市町村一般会計

新たな事業分

（介護、障害、子育て、困窮
+ 新規機能分）

国からの交付

都道府県からの交付

まとめにかえて（小括）

— 重層的支援体制整備事業の展望と課題 —

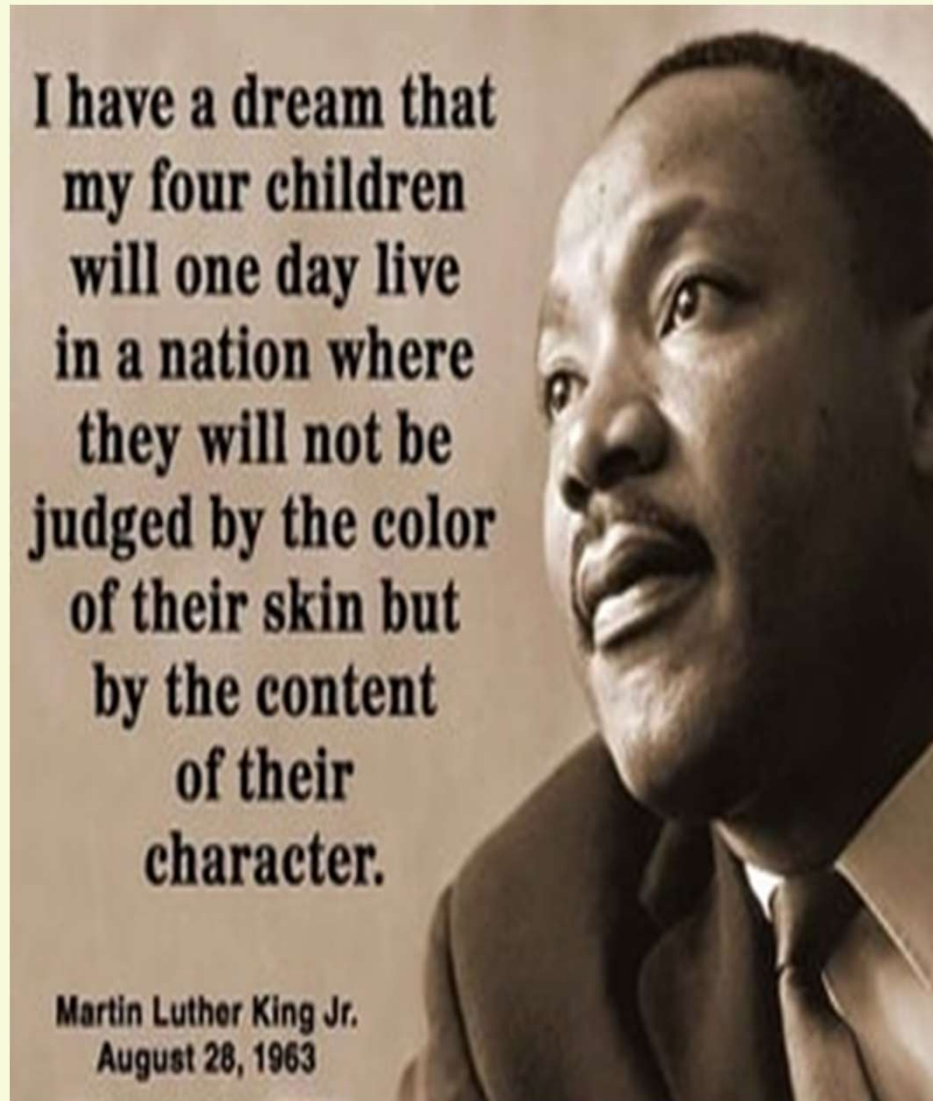


重層的支援体制整備事業の展望と課題

- 地域共生社会の理念や思想は、社会福祉の領域で長らく語られてきたことの、ある意味“**集大成**”であるといってもよい。1960年代の**糸賀一雄**らの実践@近江学園、琵琶湖学園から生み出された“**この子らを世の光に**”は、まさに社会福祉関係者にとっての至言である。
- また、視野を世界に転じれば、1960年代の**キング牧師**による**公民権運動**もまた、地域共生社会の実現に向けた社会運動であったといってもよい。しかし、その“**夢**”はまだ実現していない。2020年のBlack Lives Matterの運動は、その証左である。
- “**言うは易く行ふは難し**”。地域共生社会も同様に、その実現への道のりは決して平坦ではない。

- 重層的支援体制整備事業は、地域共生社会を実現するために有効な手段であると思われる。しかし、介護保険制度の例を見ても分かるように、ひとつの制度が国民・市民の間に根づくには10年単位の時間がかかる。
- その意味では、同事業もまた、これから長い時間をかけて、地域に根づいていくのかもしれない。そして、そこで求められるのは、同事業のプログラムの計画と評価ではないかと考えられる。また、その評価では、利用者・当事者、事業者、地域住民等による「参加型評価」を大事にしたい。
- 福祉の専門職に求められる役割・機能は、**福祉を知らない地域住民等を上から教育して、地域の福祉資源として活用あるいは動員すること**でなく、**地域の問題を彼らと一緒に同じ目線で考えていくこと**である。支援者への支援にもまた、「伴走型支援」が必要である。

マーティン・ルーサー・キング牧師



※「ワシントン大行進」での演説
(1963年8月28日)

・私には夢がある。いつの日か
ジョージアの赤土の丘で、昔は
奴隷だった人の子孫と、昔は奴
隷の主人だった人の子孫が、友
愛のテーブルを囲んで一緒に座
ることを、私は夢見る。

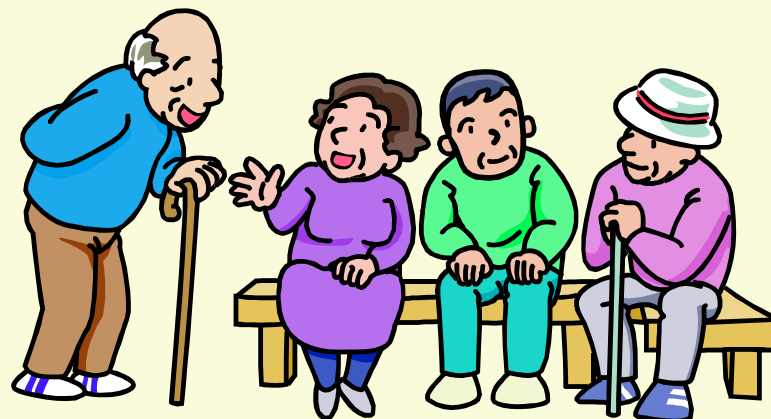
・私には夢がある。それは、私の
4人の子供たちがいつの日にか、
肌の色によってではなく、その人
間性によって判断される国に住
むであろうという夢である。

ジョン・F・ケネディ大統領



- アメリカ合衆国大統領（第35代）の就任演説（1961年1月20日）
- 「わが同胞であるアメリカ国民よ、国が諸君のためになにが出来るのかを問うのではなく、諸君が国のためになにが出来るのかを問うてほしい。……世界の友人たちよ、アメリカが諸君のためになにを為すかを問うのではなく、人類の自由のためにもなになにが出来るかを問うてほしい……」。

ご清聴をいただき、
どうもありがとう
ございました！



<注記>

このパワーポイントのスライドは、
特段に（出典）が記載されていない
限り、厚生労働省のホームページ
[（http://www.mhlw.go.jp/）](http://www.mhlw.go.jp/) から
の転載であることを最後にお断りして
おきたい。